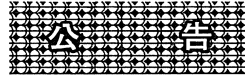


8,186	8,167
27,124	27,093
6,490	6,471
22,381	22,357
7,198	7,171
8,495	8,474

選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月14日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン箕輪

上伊那郡箕輪町大字中箕輪8004 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水4501番地1

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地 1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

4 変更した年月日

令和5年5月8日

5 届出年月日

令和5年10月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月14日から令和6年4月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月14日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友富士見店

諏訪郡富士見町落合字一ノ沢10059-2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社ヤナギヤ	柳沢 茂	松本市大字島内4660番地
メグコーポレート株式会社	松山 恵美子	兵庫県神戸市西区南別府四丁目368番地の4
植松 由浩	—	諏訪郡富士見町落合10007

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地
メグコーポレート株式会社	松山 恵美子	兵庫県神戸市西区南別府四丁目368番地の4
植松 由浩	—	諏訪郡富士見町落合10007

4 変更した年月日

令和4年8月31日ほか

5 届出年月日

令和5年10月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月14日から令和6年4月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月14日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友諏訪湖南店

諏訪市湖南南真志野3585-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

4 変更した年月日

令和5年5月8日

5 届出年月日

令和5年10月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月14日から令和6年4月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月14日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友茅野横内店

茅野市ちの字本田2622-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

- 4 変更した年月日
令和5年5月8日
- 5 届出年月日
令和5年10月5日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和5年12月14日から令和6年4月15日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友諏訪城南店
諏訪市上川2-2061 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社西友
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

- 4 変更した年月日
令和5年5月8日
- 5 届出年月日
令和5年10月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月14日から令和6年4月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月14日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友岡谷北店

岡谷市赤羽三丁目7658-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

4 変更した年月日

令和5年5月8日

5 届出年月日

令和5年10月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月14日から令和6年4月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月14日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

シルクシティおかや

岡谷市天竜町1-3584 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

諏訪倉庫株式会社

岡谷市郷田一丁目3番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

4 変更した年月日

令和5年5月8日

5 届出年月日

令和5年10月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月14日から令和6年4月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月14日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友大町店

大町市大字大町4620番地1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社イリハチ

大町市大字大町4237番地

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社カネリキ	山口 茂	大町市大字大町2261番地1
築地 広彰	—	大町市大字大町4092番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
有限会社カネリキ	山口 茂	大町市大字大町2261番地1
築地 広彰	—	大町市大字大町4092番地

4 変更した年月日

令和5年5月8日

5 届出年月日

令和5年10月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北アルプス地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月14日から令和6年4月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北アルプス地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月14日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友松川店

北安曇郡松川村字東川原5723-11 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

4 変更した年月日

令和5年5月8日

5 届出年月日

令和5年10月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北アルプス地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月14日から令和6年4月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北アルプス地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

東筑摩郡朝日村における県営あさひ地区御馬越換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和5年12月14日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営あさひ地区御馬越換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年12月15日から令和6年1月18日まで

3 縦覧の場所

東筑摩郡朝日村役場(建設環境課)

農地整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和5年12月14日

長野県佐久建設事務所長 大瀬木 弘

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化ナトリウム 1,500トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県佐久建設事務所
(2) 所在地 佐久市白田2015
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月23日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社タカサワマテリアル
(2) 所在地 佐久市野沢94番地1
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 40,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和5年9月7日

道路管理課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和5年12月14日

長野県上田建設事務所長 中島 俊一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化ナトリウム 1,500トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県上田建設事務所
(2) 所在地 上田市材木町1-2-6
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月25日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社タカサワマテリアル
(2) 所在地 佐久市野沢94番地1
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 41,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和5年9月7日

道路管理課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和5年12月14日

長野県上田建設事務所長 中島 俊一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化カルシウム(粒状) 700トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県上田建設事務所
 - (2) 所在地 上田市材木町1-2-6
- 3 落札者を決定した日
令和5年11月22日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 矢木コーポレーション株式会社
 - (2) 所在地 長野市真島町川合2036番地
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 77,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和5年11月9日

道路管理課

公告

次のとおり落札者を決定しました。
令和5年12月14日

長野県諏訪建設事務所長 胡桃 敏 成

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化ナトリウム 1,000トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県諏訪建設事務所
 - (2) 所在地 諏訪市上川一丁目1644-10
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月30日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 ジャパンソルト株式会社 中南信支店
 - (2) 所在地 上伊那郡飯島町田切160番地373
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 41,690円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和5年9月7日

道路管理課

公告

次のとおり落札者を決定しました。
令和5年12月14日

長野県飯田建設事務所長 唐 澤 則 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化ナトリウム 950トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県飯田建設事務所
 - (2) 所在地 飯田市追手町2-678

- 3 落札者を決定した日
令和5年10月26日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 ジャパンソルト株式会社 中南信支店
 - (2) 所在地 上伊那郡飯島町田切160-373
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 40,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和5年9月7日

道路管理課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和5年12月14日

長野県松本建設事務所長 太田茂登

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化ナトリウム 1,500トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県松本建設事務所
 - (2) 所在地 松本市大字島立1020
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月24日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 矢木コーポレーション株式会社 松本支店
 - (2) 所在地 松本市平田東3丁目6番7号
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 45,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和5年9月7日

道路管理課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和5年12月14日

長野県長野建設事務所長 青木謙通

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化カルシウム(粒状) 650トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県長野建設事務所
 - (2) 所在地 長野市大字南長野南県町686-1
- 3 落札者を決定した日
令和5年11月30日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 矢木コーポレーション株式会社
 - (2) 所在地 長野市真島町川合2036番地

- 5 落札金額
1トン当たりの単価 78,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和5年11月9日

道路管理課

公告

次のとおり落札者を決定しました。
令和5年12月14日

長野県長野建設事務所長 青木謙通

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化ナトリウム 1,600トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県長野建設事務所
(2) 所在地 長野市大字南長野南県町686-1
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月27日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社タカサワマテリアル
(2) 所在地 佐久市野沢94番地1
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 40,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和5年9月7日

道路管理課